掘削工事や足場工事等で感電事故を防止するために法令で定められています。

労働安全衛生法（関連抜粋）

労働安全衛生法および労働安全衛生規則（抜粋）
労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）「第二十九条の二」
第二十九条の二　建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない

労働安全衛生規則
（工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止）
第三百四十九条　事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。
一　当該充電電路を移設すること。
二　感電の危険を防止するための囲いを設けること。
三　当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
四　前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

（掘削機械等の使用禁止）
第三百六十三条　事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、掘削機械、積込機械及び運搬機械の使用によるガス導管、地中電線路その他地下に存する工作物の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、これらの機械を使用してはならない。

（鋼管足場）
第五百七十条　事業者は、鋼管足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。
六　架空電路に近接して足場を設けるときは、架空電路を移設し、架空電路に絶縁用防護具を装着する等架空電路との接触を防止するための措置を講ずること。

（法第二十九条の二 の厚生労働省令で定める場所）
第六百三十四条の二　法第二十九条の二 の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。
三　架空電線の充電電路に近接する場所であつて、当該充電電路に労働者の身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるもの（関係請負人の労働者により工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業が行われる場所に限る。）

★このリーフレットに関してのお問い合わせは
一般財団法人　関西電気保安協会　企画部　広報グループ
〒530-6111　大阪市北区中之島 3-3-23　中之島ダイビル
TEL:06-7507-2277/FAX：06－7507－2261　　ホームページ :https://www.ksdh.or.jp/　ksdh 検索

H28.7.01 N

高圧受電設備周辺で作業される方へ

高圧 電気事故の防止対策について

建築工事中の感電事故

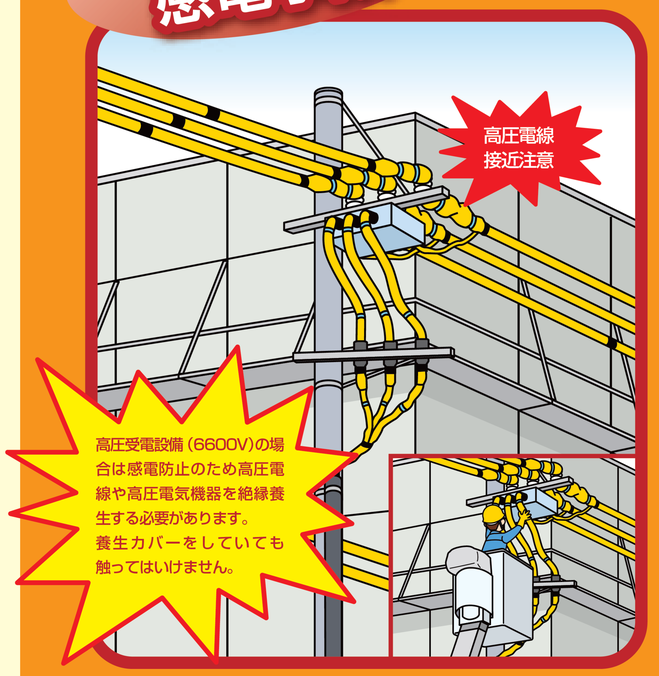

土木工事中の波及事故

One Mission. One Future.
関西電気保安協会

建築工事中の感電事故防止対策

建物の外壁工事等で、電線等に近接して足場を設けた場合、作業者が電線等に接触しますと、感電死傷する重大災害が発生します。
特に、高圧(6600V)で電気を受けている場合は危険です。
電線防護管や絶縁シート(多くが黄色)で絶縁養生していない場合は、その付近で作業しないでください。

高圧電線や高圧電気機器に接近しての作業は、命に関わる重大事故につながります。事前に施主、電気主任技術者および最寄りの電力会社と打合せを実施し、安全を確保してから作業を行ってください。作業時の注意事項を全作業員に周知徹底させ、これを順守させることが大事です。

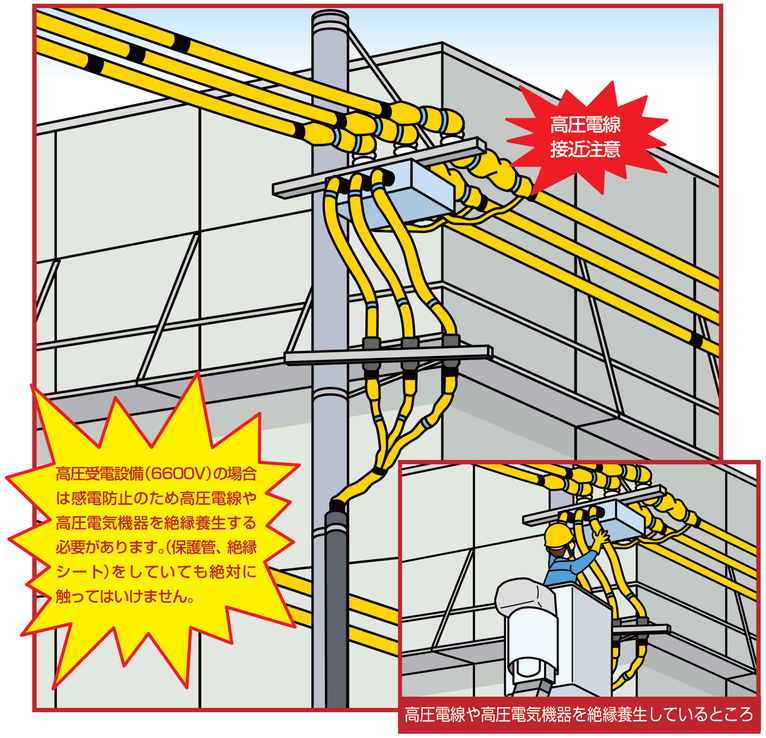

既設建物での高圧受電設備(6600V)例

ケース1

ケース2

ケース3

※低圧受電(100V、200V)であっても危険です。電線が劣化し、裸線になっている場合もあります。

クレーンなどによる高圧電線への接触による感電事故には十分注意してください。

※電線に保護管等の養生が著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

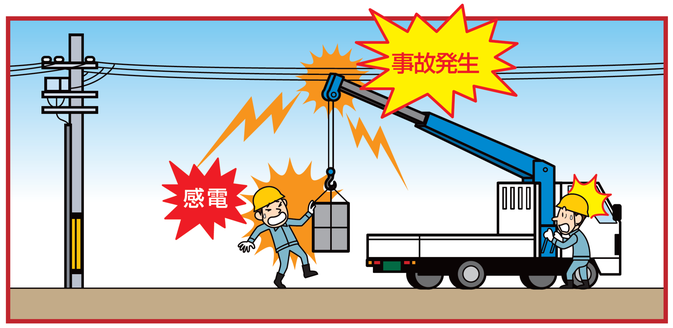

土木工事中の波及事故防止対策

土木工事の作業員が地中に埋設した高圧ケーブルに気づかず、ショベルカー等で掘削し、高圧ケーブルを損傷させると付近一帯を停電させる波及事故に至る重大事故が発生します。

ショベルカー等で掘削する場合は、地中に埋設した高圧ケーブルに注意が必要です。事前に施主および電気主任技術者と打合せを実施して、作業に着手してください。

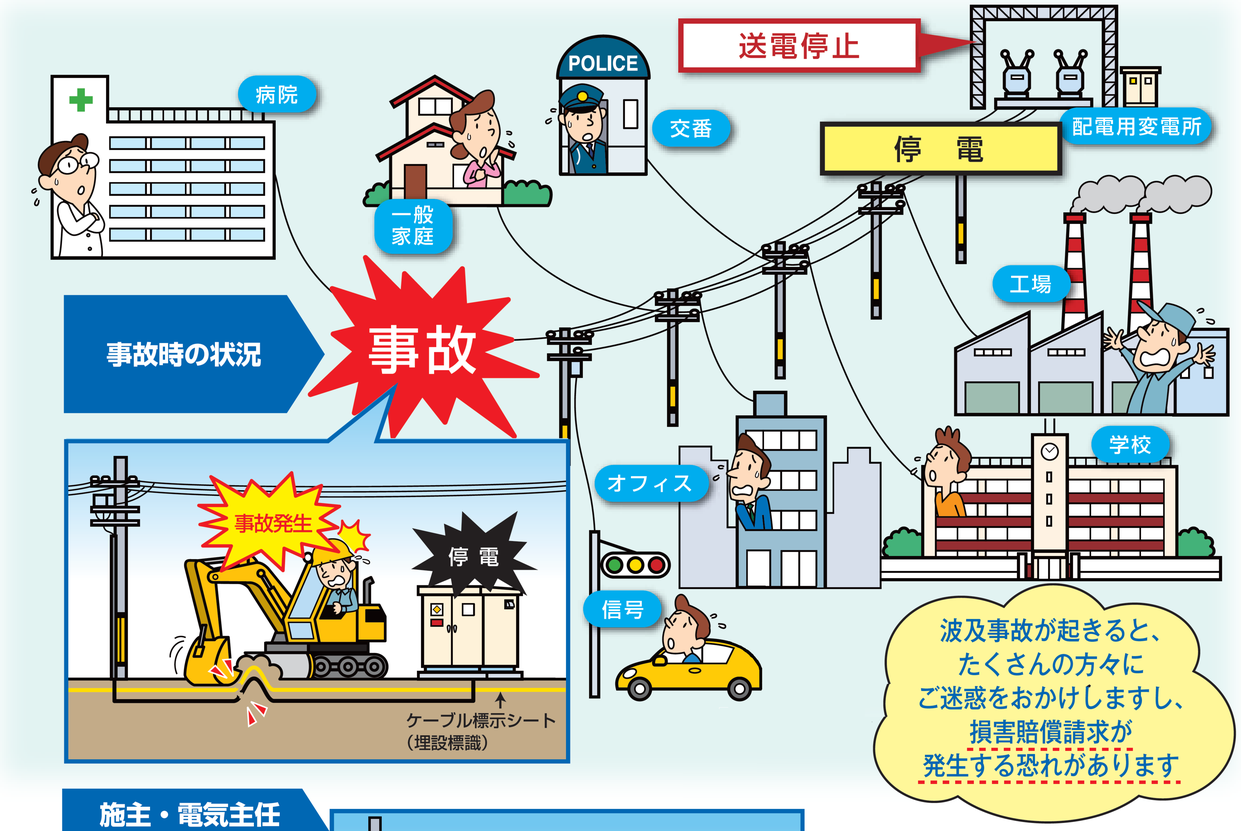

施主・電気主任技術者との事前の打ち合わせ

※配電線や送電線付近の工事、掘削工事の際は電力会社にご相談ください。

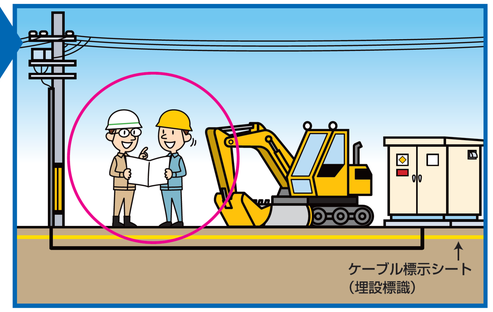

〈波及事故とは〉

お客さま電気設備で発生した高圧電気事故を、お客さまの保護装置で切り離しができなかった場合、電力会社変電所の遮断器を解放します。その結果、電力会社配電線の送電が停止し、付近一帯を停電させることになります。停電時間や停電範囲が大きくなり、社会的にも影響があり多額の損害賠償請求が発生することにもなります。